

子どもたちのため 安全確保のお願い

新年度を迎え、これから新たなスタートを切る新1年生をはじめ、町内各学校の子どもたちが元気に通学します。

各学校および教育委員会では、子どもたちを犯罪から守り、事故に遭わせないための指導はもとより、通学路の点検や防犯ブザーの配布などの環境整備に取り組んでいます。また、日ごろの各町内会・地域会、ボランティアなど、各団体による通学路の安全対策などの活動は誠に心強いものであり、ご協力に感謝いたします。

子どもたちの安全を守るためには、学校や家庭、地域全体での情報共有や連携を図る取り組みが重要です。皆さんにもご理解いただき、さらなる安心・安全な地域社会づくりに向け、新1年生をはじめとする児童生徒の安全確保の取り組みにご協力をお願いします。

○お願い事項／

- 子どもたちの登下校時間に合わせて散歩・買い物・家の周りでの作業などをし、子どもたちを見守っていただくようお願いいたします。
- 「おはよう」「行ってらっしゃい」「お帰り」など子どもたちへの声掛けをお願いします。
- 不審者を発見した場合は警察、学校などに至急連絡をお願いします。

市街地パークゴルフ場 利用について

桜、駒ヶ丘、ときわパークゴルフ場のオープンは5月10日(水)の予定です。釧路川標茶緑地パークゴルフ場(旭河川敷)は使用可能になりましたら、ホールにピンを設置してお知らせします。

ときわパークゴルフ場で30人以上の団体利用をする場合は、重複利用を避けるため、農業者トレーニングセンターへ申請書の提出をお願いします。30人未満の場合は、電話連絡してください。なお、桜、駒ヶ丘、釧路川標茶緑地の各パークゴルフ場で団体利用をする場合は、役場建設課都市計画係へ連絡してください。

コース整備の際は、利用者の皆さんにご不便をお掛けしますが、ご理解をお願いします。

シーズン券は4月20日(木)から、役場住民課町民係、農業者トレーニングセンター、開発センター、各公民館で販売します。

○シーズン券／

- 一般の方…6,170円
- 70歳以上の方…4,110円

○問い合わせ／

- ときわパークゴルフ場…農業者トレーニングセンター(☎485-2434)
- その他市街地パークゴルフ場…役場建設課都市計画係(2階⑭番窓口☎内線275)

公園を大切に 使いましょう

新緑の季節を迎え、ジョギングや散歩など、公園の利用も気持ちの良い時期になります。

駒ヶ丘公園や釧路川標茶緑地公園などは、毎年多くの方にご利用いただいています。公園利用のマナーを確認し、きれいで気軽に集える憩いの場になるよう心掛けましょう。

○公園利用のマナー／

- ①ごみ箱は設置していません。ごみは持ち帰りましょう。
 - ②たばこのポイ捨ては絶対にやめましょう。携帯灰皿を利用するなど、喫煙マナーを守りましょう。
 - ③指定場所以外での火気の使用はやめましょう。
 - ④駐車場以外への車両の乗り入れは行わないでください。
 - ⑤公園内駐車場に公園利用以外の目的で、継続的に車両を駐車することはやめましょう。
 - ⑥ペットのふんは、飼い主が責任を持って持ち帰りましょう。
 - ⑦犬の散歩をする時は、リード(首ひも)を必ず使いましょう。
 - ⑧水路・噴水にペットを入れないでください。
 - ⑨ゴルフの練習は危険ですので、絶対に行わないでください。
 - ⑩みんなの公園です。施設・植栽などは大切にしましょう。
- 問い合わせ／役場建設課都市計画係(2階⑭番窓口☎内線275)

ベーカリーみゅうみゅうからのお知らせ



いつもご利用ありがとうございます。
しばらくの間、定休日を**毎週月曜・火曜**
にさせていただきます。
今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。



☎485-0888

《営業時間》

午前10時～午後6時

《定休日》

月・火曜日

地域づくりを支援します

本町では、まちづくりや産業振興など幅広く支援するために、地域活性化に向けた自主的な取り組みを支援しています。

●地域振興補助金

○補助対象者／町内会・地域会

○募集期限／4月28日(金)

●地域文化振興基金自主研修事業

○補助対象者／町内の団体など

○補助金額／補助対象経費の70%以内

○補助対象事業／町内の団体などが行うまちづくりリーダー養成のための自主的な研修など

○補助対象例／

①人材育成のための必要な研修会、講演会などへの参加・開催

②地域間交流などに関する事業

③生涯学習の推進に関する事業

○募集期限／4月28日(金)

◎申し込み・問い合わせ／役場企画財政課地域振興係（2階⑩番窓口 ☎内線224）

犬の放し飼い ふんの処理について

放し飼いやつなぎ方の悪さなどが原因で、飼い犬が脱走し、近隣の人や家畜などに害を与えたり、飼い犬自身が負傷する事があります。ペットによるトラブルが起きた場合、適切な管理をしていなければ飼い主に賠償などの責任が生じます。

飼い犬が逃げ出さないように、日頃からしっかりつなぐか柵に入れます。散歩に連れて行く時はリードを付け、袋などを携帯してふんの後始末を確実に行いましょう。ペットを飼う際は責任を持ち、マナーをきちんと守りましょう。

○問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口 ☎内線127）

社会教育関係団体の 認定申請について

教育委員会では、文化・スポーツ活動などを行っている団体を社会教育関係団体として認定し各種支援を行っていますが、認定を希望する団体は、申請書に総会資料などを添付し、下記受付場所へ提出してください。平成28年度までに認定を受けている団体は、6月までに更新手続きが必要です。申請書は、現在、認定を受けている団体へ送付します。今年度認定を受けた団体の認定有効期間は、平成32年6月までです。

○認定の要件／①社会教育に関する事業を主な目的としている団体②団体意志を決定・執行し、代表する機構または機関が確立されていることが明確な規約などを有する③自ら経理し監査するなど、会計機構を有する④団体活動の本拠としての事務所を有する⑤団体の会員が原則5人以上で構成されている

※構成員が5人に満たない場合であっても主として社会教育に関する事業を行い、その成果が十分期待できる団体は下記に問い合わせください。

○認定団体に対する優遇措置／①大会、研修会などに参加する場合の車両借り上げ料などの補助②有料体育施設の専用使用料の50%減額③開発センター使用料の減免（入場料を徴収する場合を除く）④公民館使用料の免除⑤コンベンションホールういず使用料の免除

○受付期間／新規…随時、更新…6月30日(金)まで

○受付場所／団体が所在する公民館または農業者トレーニングセンター

○問い合わせ／教育委員会社会教育課社会教育係（☎内線288）

心身障がい者 一般巡回相談の実施

北海道立心身障害者総合相談所では「一般巡回相談」を行っています。平成29年度の釧路市での開催日程が決まりましたのでお知らせします。

次に該当し、相談を希望する方は下記係までご連絡ください。

・18歳以上で療育手帳の更新時期が近づいている方、または過ぎてしまっている方

・18歳以上で療育手帳の交付を受けたい方

・総合相談所による直接判定が必要な補装具をお求めの方

・上記のほか、生活上の悩みや問題などの原因が障がいによるものと思われる方

○相談日程／

・第1回…7月25日(火)～26日(水)

・第2回…9月26日(火)～27日(水)

・第3回…11月7日(火)～8日(水)

○申し込み・問い合わせ／役場保健福祉課社会福祉係（1階④番窓口 ☎内線132）

春の全国 交通安全運動

ぴかぴかの1年生が登校する季節です。安全で楽しい学校生活を過ごせるよ



う、子どもたちを交通事故から守りましょう。自転車も「クルマ」です。車道の左側を走りましょう。

4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」で、交通安全啓発で全国統一の活動が行われます。

○スローガン／ストップ・ザ・交通事故～めざせ安全で安心な北海道～

○期間／4月6日(木)～15日(土)

個人住民税 申告が必要です

個人住民税は1月1日に住所のある市町村で課税されます。本町在住の方は、納税義務者や課税標準額を確定するため、申告書の提出が必要です。所得税では確定申告書の提出をしなくてもよい場合がありますが、住民税は申告書の提出が義務付けられています。

ただし、前年分の所得税について「所得税の確定申告書」を提出した場合は、個人住民税の申告書を提出したものと見なしますので、あらためて提出する必要はありません。なお、個人住民税で付け加えて記入した事項は、全て個人住民税の申告書に記載されたものと見なします。

所得が確定しないと所得証明書や課税証明書、非課税証明書などの「所得に関する証明書」の発行ができない場合があります。

申告義務を免除される場合がありますので、事前に下記係までご連絡ください。

※1月2日以降に亡くなった方にも個人住民税の納税義務がありますので、相続人の方は申告を行う必要があります。

※当初課税までに所得などが確定できない場合、後日役場から個人住民税申告の依頼通知をします。

○**問い合わせ**／役場税務課税務係（1階⑨番窓口☎内線154）

広報しべちゃ 有料広告募集

○**申込方法**／下記係へ申し込みください。（原稿は原則電子データ）

○**申込期間**／

- ・5月号…4月5日(水)まで
- ・6月号…5月8日(月)まで

○**申し込み・問い合わせ**／役場企画財政課地域振興係（2階⑩番窓口☎内線224）

固定資産課税台帳の 縦覧制度について

固定資産課税台帳の縦覧制度は、自己所有の土地や家屋の評価額がほかの土地や家屋の評価額と比較して、適正かどうかを確認することができる制度です。「固定資産課税台帳の閲覧」という形で法定化されており、毎年4月1日から閲覧できます。なお、制度の趣旨に基づき、評価額の比較という目的以外の閲覧はできません。

プライバシー保護のため、例えば「〇〇さん所有の土地（あるいは家屋）」という形での閲覧申請はできませんが、「常盤〇〇丁目〇〇番」のように、その物件の所在などが分かると閲覧申請ができますので、あらかじめ調べてから申請してください。

○**手数料**／縦覧期間内は無料（それ以降1回100円）

○**縦覧期間**／4月3日～6月1日

○**縦覧場所・問い合わせ**／役場税務課税務係（1階⑨番窓口☎内線152）

確定申告が 間違っていたときは

確定申告書を提出した後で、計算誤りなど申告内容の間違いに気付いた方はいませんか？税額を多く申告していたときは「更正の請求書」を提出して、正しい税額への訂正を求めることができます。税額を少なく申告したときは「修正申告書」を提出して、正しい税額に修正してください。

また、確定申告書の提出を忘れていたときは、速やかに申告書を提出してください。

詳しくは、下記へ問い合わせください。

○**問い合わせ**／釧路税務署（☎0154-31-5100）

平成29年度 国税専門官募集

札幌国税局では次のとおり、国税専門官採用試験の受験者を募集します。

○**受験資格**／

- ①昭和62年4月2日～平成8年4月1日生まれの方
- ②平成8年4月2日以降の生まれで大学を卒業した方、および平成30年3月までに大学を卒業見込みの方、または人事院が上記と同等の資格があると認める方

○**申込方法**／インターネットで申し込みください。（専用アドレス<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>）

○**受付期間**／3月31日(金)（午前9時）～4月12日(水)

○**試験日**／

- ・第1次試験…6月11日(日)（基礎能力試験、専門試験）
- ・第2次試験…7月12日(水)～19日(水)のうち指定する日

○**最終合格発表日**／8月23日(水)

○**問い合わせ**／

- ・釧路税務署（☎0154-31-5100）
- ・札幌国税局（☎011-231-5011）

やすらぎ園臨時職員を 募集しています

特別養護老人ホームやすらぎ園では、介護職および調理職の臨時職員を随時、募集しています。

募集人数、要件、待遇、提出書類などの詳細は、町ホームページ（アドレスは26ページ参照）をご覧ください。下記へ問い合わせください。



○**問い合わせ**／特別養護老人ホームやすらぎ園（☎485-3501）

町税および各使用料などの 夜間納付相談窓口の開設

本町では毎月、夜間納付相談窓口を開設しています。

今月の窓口開設日は次のとおりですので、昼間はお仕事などで納付相談が困難という方は、ご利用ください。

なお、コンビニエンスストアでも町税などの納付ができますので、夜間や休日に納付するときなどに利用してください。

町税などは、皆さんの暮らしを支えるための貴重な財源となっていますので、納税に対するさらなるご協力をお願いします。

- 日時／4月28日(金)、午後8時まで
- 場所／1階⑩番窓口
- 問い合わせ／役場税務課納税係 (☎内線155) および各担当係

ブロードバンド 整備設置の支援制度

地理的・地形的な要因で無線LANへ接続が困難な場合や、無線LANの接続に建柱などの特別な工事費が発生する世帯に対し、ブロードバンド設備設置に対する初期費用の一部を支援します。

この支援制度は、初期費用が32,400円を超える場合に対象となります。例えば、衛星インターネット設備を設置し、初期費用が594,000円かかる時、初期費用と個人負担額32,400円の差額の561,600円を支援します。

制度の詳しい内容や手続きは、下記窓口へ問い合わせください。

- 無線LANの申し込み／NPO 標茶インターネットプロジェクト (SIP) (☎485-4500)
- ブロードバンドの相談窓口／役場総務課電算管理係 (2階⑬番窓口 ☎内線218)

町有地売り払い情報

本町では、麻生・平和地区の町有地の売り払いを行っています。

- 売り払い物件・価格／町ホームページに掲載 (アドレスは26ページ参照)
- 申し込み・問い合わせ／役場管理課管財係 (1階⑧番窓口 ☎内線141)

国民健康保険に 関するお知らせ

国民健康保険の保険証が届きます

現在お持ちの保険証の有効期限は4月30日までです。

新しい保険証は4月20日ごろに簡易書留で郵送します (地区によって配達時期が異なります)。新しい保険証が届いたら、現在お持ちの保険証ははさみで切るなどして処分してください。全道で保険証の様式が統一されることに伴い、新しい保険証の有効期限は平成30年7月31日までとなります (一部の方を除く)。

なお、国民健康保険税の滞納があり、役場窓口で保険証の更新手続きが必要な世帯には郵送されません。

喪失の届け出はお済みですか？

国民健康保険に加入している方が職場の健康保険に加入したときは、国民健康保険の喪失の届け出が必要です。国民健康保険の資格は自動的に喪失されず、手続きをしないと余分な国民健康保険税がかかりますのでご注意ください。

- 手続きに必要なもの／印かん、国民健康保険の保険証、職場でもらった保険証、マイナンバーカードもしくは個人番号通知カード
- 問い合わせ／役場住民課年金保険係 (1階②番窓口 ☎内線125)

国民年金保険料 学生納付特例制度

20歳以上の方は学生であっても、国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学 (大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校 (修学年限1年以上である課程) に在学する学生で、本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

〈所得の目安〉

118万円＋
(扶養親族等の数×38万円)

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。平成28年度に保険料を猶予されている方で、平成29年度も引き続き在学予定の方には、3月下旬に基礎年金番号などが印字されたはがき形式の学生納付特例申請書が送付されています。同一の学校に在学している方は、このはがきに必要事項を記入して返送すると、平成29年度の申請をすることができます。 (この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です)

なお、平成29年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望する場合は、納付書を送付しますので年金事務所に連絡してください。

- 問い合わせ／
 - ・釧路年金事務所国民年金課 (☎0154-22-5810)
 - ・役場住民課年金保険係 (1階②番窓口 ☎内線125)

